

『瘍医證治準繩』の鍼灸

上田 善信

日本鍼灸研究会

緒言 王肯堂（1549～1613）が撰じた医学全書『證治準繩』は、『六科證治準繩』とも称され、『雜病證治準繩』8巻、『雜病證治類方』8巻、『傷寒證治準繩』8巻、『瘍医證治準繩』6巻、『幼科證治準繩』9巻、『女科證治準繩』5巻の6書44巻より構成されている。その内容は、自序に「集先代名医方論，融以独得而成」とあるように、各病證ごとに病因病證，歴代医家の治験，処方などを，典拠を挙げて採録している。このうち『瘍医證治準繩』（1608年）は外科の専門書で，巻1では癰疽の総論と腫瘍各論，巻2では潰瘍・癰疽所兼諸證など，巻3と巻4では身体各部（頭から足）の癰疽，巻5では諸腫，巻6では跌撲傷損や金瘡などの損傷門について述べられているが，各巻に多数の鍼灸条文を含んでおり，明代の外科鍼灸研究の貴重な資料となっている。以下，本書の鍼灸条文について調査報告する。底本には1984年上海科学技術出版社影印明万曆年間刊本を使用した。

鍼灸条文の内容 『瘍医證治準繩』の鍼灸条文は全503条で，その内分けは鍼法条文250条，灸法条文210条，鍼灸条文43条である。鍼灸条文は他の明代外科書と同様に外科的用例が多数を占め，灸法条文は隔物灸を使用する例が多く見られた。

1. 鍼法条文の内容

鍼法条文では，鍼烙や砭法を重視し，項立てをして詳述している。使用されている主な鍼は火鍼12条，鈹鍼（鈹鍼，銑鍼）7条，三稜鍼（稜鍼）7条で，他に大鍼，長鍼，豪鍼，銀鍼，細鍼，竹鍼の使用例も見られるが，鍼の種類にかかわらず，いずれも患部を切開して膿血を出すことを目的としている。また特殊な鍼法である「松鍼法」と「蟻鍼法」についても施術方法の詳しい記述と使用例が述べられている。

2. 灸法条文の内容

灸法条文では，直接灸よりも隔物灸や特殊な灸法の使用例が多く見られた。特に隔蒜灸に関する条文は66条に上り，多くの病證に用いられている。その使用法と効用は巻1の「灸」「神仙隔蒜灸」「灸法」の3箇節において詳述されている。また隔蒜灸以外の隔物灸には，豆豉餅20条，附子餅20条，香附餅3条が見られた。なお特殊な灸法として騎竹馬灸法1条，桑柴灸9条，神灯照法1条，霹靂火5条の使用例が述べられている。「霹靂火」は、『外科正宗』巻4の「雌雄霹靂火（葉灸）」とは異なり，熏法の一種である。

3. 鍼灸条文の典拠

鍼灸条文における典拠の表記には，「甲」「世」「扁」「薛」「丹」「元戎」「精要」「薛新甫」「劉宗厚」などが見られるが，必ずしも原書からの直接の引用ばかりではなく，楼英の『医学綱目』，劉純の『玉機微義』，薛己の『外科心法』『外科枢要』，汪機の『外科理例』からの再引用の場合もある。なお，典拠表記のない巻1の「神仙隔蒜灸」「神効葱熨法」「神効桑枝灸」は『外科枢要』から，「河間灸刺法」は『外科理例』から，巻2の「松鍼法」と「霹靂火」は『急救仙方』からの引用である。

結語 『瘍医證治準繩』の鍼灸条文には，巻5・癰・灸法に引かれる『千金要方』巻23・灸癰法の例のように，その一部に明以前の医書からの引用も見られるものの，多くの場合は『玉機微義』『医学綱目』『外科心法』『外科枢要』『外科理例』などの明代医書，外科書から引用であり，その内容と構成は，明代の外科鍼灸書の特徴をよく表している。